

1・2号認定の副食費免除対象条件

下記の条件に該当する場合は、副食費の免除対象となります。

■ 1号認定（満3歳含む）

以下の①～③のいずれかに該当する場合

- ①世帯の市民税所得割額が77,101円未満
- ②同一生計内において、小学校3年生までのお子さんから数えて、第3子以降のお子さん
- ③生活保護世帯

■ 2号認定

以下の①～③のいずれかに該当する場合

- ①世帯の市民税所得割額が57,700円未満
※母子・父子世帯、在宅障害児（者）のいる世帯については、77,101円未満
- ②小学校就学前のお子さんから数えて、第3子以降のお子さん
- ③生活保護世帯

副食費免除対象判定フローチャート

